



# 個人市民税

市民税には個人が負担する「個人市民税」と、法人等が負担 する「法人市民税」があります。

個人市民税と個人県民税を合わせたものを「個人住民税」 といい、まとめて市に納めます。

個人市民税 + 個人県民税 = 個人住民税

## ▶年税額

均等の額によって負担する均等割と前年中の所得金額に 応じて負担する所得割で年税額が決まります。

> 均等割 + 所得割 = 年税額

# 均等割

均等割額=

5,700円(うち県民税2,200円、市民税3,500円)

### 所得割

所得割額=

(所得金額-所得控除額)×税率-税額控除額 課税所得金額

税率は10%(市民税6%、県民税4%)

### ▶市民税を納める方(納税義務者)

の価値に応じて負担していただくものです。

1月1日現在、大田原市内に住所があり、前年中に一定額以 上の所得があった方

# 固定資産税 問 🔯 2階 税務課 資産税土地係

# ▶納稅義務者

毎年1月1日現在で、市内に固定資産を所有している人

【 0287-23-8726 資産税家屋係 【 0287-23-8864

▶税額の計算

税額 = 課税標準額 × 税率(1.4%)

# ▶納税の方法

#### 普通徴収

営業、農業、不動産所得者等は、市役所から納税者に直接通 知された納税通知書によって、6月・8月・10月・12月の年4回 の納期に分けて納税します。

なお、直接金融機関や市役所に出向くことができない方の ために、口座振替の取り扱いもおこなっております。

# 給与特別徴収

給与所得者には、市役所から給与の支払者(勤め先)を通じ て特別徴収税額通知書により通知されます。

給与支払者は、6月から翌年5月までの年12回に分けた税 額を、納税者の給与から天引きし、納税者にかわって翌月の 10日までに市に納めます。

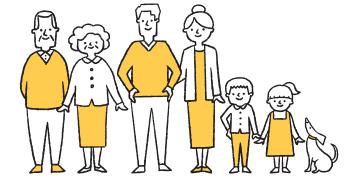
なお、年の途中で退職し、未納の税額がある場合には、届出 により退職時一括納付または普通徴収に切り替えをおこな います。

# 年金特別徴収

4月1日現在、65歳以上となっている方で、公的年金に係る 所得から市県民税が課税される場合、年金支払者が年金の支 払の際に市県民税を天引きし、納税者にかわって市に納めま す。



## 固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に土地・ 家屋・償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を 所有している人に、毎年4月1日から始まる年度の税金を、そ



#### ▶課稅標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標 準額となります。なお住宅用地のように課税標準の特例措置 が適用される場合や土地についての負担調整措置が適用さ れる場合には、この課税標準額は価格よりも低く算定されま す。

固定資産の価格は、土地と家屋については、総務大臣が定 める固定資産評価基準に基づいて基準年度(3年ごと)に評価 替えを行い、原則として3年間据え置かれます。

償却資産については、毎年、個々の資産の取得価格または 前年度評価額をもとに評価を行い、原則としてこの評価額が 課税標準額となります。

## 免税点

市内に同一の方が持っているそれぞれの資産ごとの課税 標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、その資産の 固定資産税はかかりません。

- 土 地 30万円
- 20万円 屋 ●家
- ●償却資産 150万円

# ▶申告

### 償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で工場・商店等の事業を経営し ている方が、その事業のために所有している構築物、機械装 置、船舶、車両、運搬具、工具、器具、備品等の事業用資産をい います。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況につ いて、1月31日までに申告しなければなりません。

## 住所変更について

住所を変更されると納税通知書が届かなくなる場合があ ります。市外で住所を変更したとき、または市外から大田原 市に転入されたときは税務課資産税土地係または資産税家 屋係までご連絡ください。

#### 未登記家屋の所有者の変更について

建物登記簿に登記されていない家屋の所有者を変更した 場合は、「未登記家屋の所有者変更届」を税務課資産税家屋係 へ提出してください。

# 家屋の滅失について

家屋を取り壊されたときは、税務課資産税家屋係へご連絡 ください。

# ト家屋の固定資産税

#### 課税になる家屋について

住宅や店舗等の建物はもちろんのこと、物置や車庫等も3 面以上の外壁があり土地への定着性(基礎)、外気分断性(屋 根や外壁)、用途性(使用目的による)の要件を満たせば課税 の対象となります。

たとえば、ホームセンター等で購入した物置等も基礎の構 造によっては課税対象となりますので、設置する際、判断に 迷う場合は事前にご確認ください。

# 家屋調査について

家屋を新築・増改築された場合には、家屋を評価するため に職員が家屋調査に伺います。家屋が完成した年に実施しま すので、ご協力ください。

# 都市計画税 問 22階 税務課資産税土地係



【0287-23-8726 資産税家屋係 【0287-23-8864

都市計画税は、住み良い街づくりのための都市計画事業や 土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただく ための目的税で、条例で定める区域内の土地・家屋に対して かかる税金です。

# ▶納稅義務者

条例で定める区域内に所在する土地・家屋の所有者です。 (固定資産税において免税点未満の資産には都市計画税も課 税されません。)

## ▶税額の計算

税額 = 課税標準額 税率(0.2%) X



#### ▶課稅標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標 準額となります。なお住宅用地のように課税標準の特例措置 が適用される場合や土地についての負担調整措置が適用され る場合には、この課税標準額は価格よりも低く算定されます。

固定資産の価格は、土地と家屋については、総務大臣が定 める固定資産評価基準に基づいて基準年度(3年ごと)に評価 替えを行い、原則として3年間据え置かれます。

#### 免税点

市内に同一の方が持っているそれぞれの資産ごとの課税標 準額の合計額が次の金額に満たない場合には、その資産の都市 計画税はかかりません。なお、償却資産には都市計画税は課税 されません。

- ●土地 30万円
- ●家屋 20万円



# 軽自動車税(種別割)



固定資産税と併せて納税通知書等を通知いたしますので、 納期限までに納めてください。

# ▶納税義務者

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している方 に年税で課税されます。年度の途中(4月2日以降)に取得した場合、その年度は課税されません。

# ▶登録、廃車等の手続き

登録、廃車等の手続きについては、下表のとおりです。

本人確認をいたしますので、窓口に来た方は免許証等の身分証明書をご提示ください。

車種	手続き場所	必要なもの	
原動機付自転車 小型特殊自動車	大田原市役所 経営管理部 税務課 大田原市本町1-4-1 ►23-8785 黒羽支所および湯津上支所 ※ミニカーの登録は本庁舎のみ	登録	・販売、譲渡、廃車証明書等 車名、車台番号、排気量がわかるようにしてください。
		廃車	・標識 (ナンバープレート) 紛失、破損等の場合は弁償金200円がかかります。 ・標識交付証明書 (なくても可)
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8 ┗050-5540-2019	必要な書類は、左記の窓口へお問い合わせください。 必要な書類は、左記の窓口へお問い合わせください。	
軽自動車 (三輪および四輪)	軽自動車検査協会 栃木事務所 宇都宮市西川田本町1-2-37 <b>℃</b> 050-3816-3107		

# 国民健康保険税

国民健康保険(国保)税は、国保制度を運営していくもっと も大きな財源です。

国民健康保険の加入者は、給付を受ける権利と国保税を納 める義務があります。

#### ▶国民健康保険税の納税義務者

世帯主を納税義務者として、世帯単位で計算した税額を課

世帯主が後期高齢者医療保険や社会保険等に加入してい ても、その世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主に課税さ れます。

災害等、特別な事情で国保税の納付が困難な場合は、税務 課徴収対策係( 23-8703) へ相談してください。

社会保険を離脱し国民健康保険に加入する手続きを忘れ ていると、その期間の医療機関窓口で支払う医療費は、全額 自己負担となります。

また、加入の手続きが遅れると、国保税を遡って納付する ことになりますので、ご注意ください。

#### ▶国民健康保険税の税額

世帯の年間国保税額は「所得割額」と「均等割額」を合計し た額になります。

所得割額	前年中の所得に応じて計算されます。
均等割額	国民健康保険の加入者に応じて計算されます。

### ▶国民健康保険税の減免

## 減免

国保税が減額となる制度です。次の要件に該当する方は、 国保税の納付が困難なときに、該当する場合があります。減 免の対象になる国保税は納期が来ていないものに限ります。 市への減免申請が必要となります。詳しくは、国保年金課賦 課係へお問い合わせください。

- 本年度中に天災、その他の災害を受けた世帯
- 2 貧困により、公私の扶助を受けている世帯
- 3 被用者保険の被扶養者であった方のいる世帯

疾病・事業不振・廃業・失業により、本年の合計所得が前 年の合計所得より30%以上減少し、かつ、前年の合計 所得が400万円以下の世帯

#### ▶国保税を長い間滞納すると…

### 納期限を過ぎると

税務課から督促状が送られてきます。 延滞金が加算される場合があります。

国保の被保険者証を返還していただき、「短期被保険者証」 が交付されます。

#### 短期被保険者証とは…

有効期限が短い被保険者証で、期限切れごとに交付のた め窓口へ行くことになり、そのつど国保税の納付が求め られます。

#### 1年以上滞納すると

「被保険者資格証明書」が交付されます。 保険証がなくなるので、医療費の負担がいったん全額負担 となります。

#### 被保険者資格証明書とは…

国保の資格があることだけを証明するものです。

※資格証明書交付世帯に属する高校生以下のこどもについ ては、「短期被保険者証」を交付します。

## 1年6か月以上滞納すると

保険給付が一時差し止められます。

※特別な事情(災害・病気・失業等)により国保税の納付が困 難なときは、税務課徴収対策係( 23-8703) へ相談してく ださい。



# 各種証明書等の発行(税務課関係)



# ▶主な市税に関する証明

証明		手数料	注意事項
資金	資産評価証明(土地・家屋)	1件300円	・1件は5筆 (棟) 以内 ・1件増すごとに100円加算 ・相続の場合には、54ページの「窓口で申請するときに必要な もの」を参照してください。
資産に関する証明	資産公課証明(土地・家屋)	1件300円	・1件は5筆 (棟) 以内 ・1件増すごとに100円加算 ・相続の場合には、54ページの「窓口で申請するときに必要な もの」を参照してください。
明	課税台帳無登録(無資産)証明	1件300円	
	住宅用家屋証明	1件1,300円	住民票等の添付書類が必要となりますので、ご不明な点は税務課までお問い合わせください。
	所得証明	1件300円 コンビニ交付は 1件200円	所得額、所得内訳を記載(児童手当用は児童手当申請に必要な事項を記載)
	課税証明	1件300円	所得額、所得内訳、市県民税額を記載
税に	非課税証明	1件300円	所得額や市県民税額等金額の記載はありません。
関する証明	住民税決定証明	1件300円 コンビニ交付は 1件200円	所得額、所得内訳、市県民税額、所得控除内訳、扶養人数を記載
맹	納税証明	1件300円	税目および年度ごとに税額、納付済額、未納額等を記載
	車検用納税証明	無料	本人以外の方が窓口に来られる際は、車検証 (コピー可) をご持 参ください。
	法人所在証明	1件300円	

# ▶交付、閲覧、複写

内容		手数料
交付	電子計算機により作成した地番図	1枚300円
	申告用名寄公課資料	無料
閲覧	地番図および旧公図等	1人1時間まで300円 (1時間を超えるごとに 300円加算します。)
複写	名寄帳および申告書等	1件300円

# ▶窓口で申請するときに必要なもの

# 個人が申請する場合

- ●窓□に来た方の本人確認のため、運転免許証や保険証等 (顔写真がないものについては2つ以上必要)
- ●代理の方が申請する場合は、本人からの委任状(大田原市 内で同じ世帯の親族の場合、委任状は必要ありません)
- ●相続人の場合、被相続人との関係が分かる戸籍謄本等(大 田原市内で、被相続人と同じ世帯の親族の場合、戸籍謄本 等は必要ありません)
- ●相続人の代理の方が申請する場合は、相続人からの委任状 と被相続人と相続人の関係がわかる戸籍謄本等

#### 法人が申請する場合

- ■法人の代表者登録印
- ●代表者登録印が持参できない場合は、代表者登録印が押印 されている申請書または委任状
- ●法人所在証明、住宅用家屋証明については委任状は必要あ りません。



# 💸 口座振替について

市税の納付は、便利で安心な口座振替をご利用ください。 納期ごとに指定の預貯金口座より自動的に納付される制 度です。各納期限日までに金融機関や市役所に出向く必要が なくなりますので、日中忙しい方や不在がちの方には大変便 利な制度です。

#### 口座振替できる税金等

- ●市県民税
- ●固定資産税·都市計画税
- ●軽自動車税(種別割)
- ●国民健康保険税
- ●介護保険料
- ●後期高齢者医療保険料
- ※特別徴収義務者で市県民税特別徴収の口座振替をご希望 の方は、税務課までご連絡ください。

# 口座振替ができる金融機関

- ●足利銀行 ●栃木銀行 ●大田原信用金庫
- ●白河信用金庫●島山信用金庫●那須信用組合

●那須野農業協同組合 ●ゆうちょ銀行(郵便局)

### 申し込みに必要なもの

●納税通知書 ●預貯金通帳 ●通帳届出印鑑

#### 申込方法

市内の上記金融機関窓口に備えてある「大田原市公金口座 振替依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押して各金融機 関窓口に提出してください。市外の方で申し込みを希望され る方には、依頼書を送付いたしますので、ご連絡ください。

# 納付の場所

納付書で納付する場合は、納期限内に次の場所で納付して ください。

- 1 大田原市役所·湯津上支所·黒羽支所·両郷出張所·須賀川 出張所
- 下記の金融機関の本店・支店(出張所)

足利銀行 栃木銀行 大田原信用金庫 烏山信用金庫 白河信用金庫 那須信用組合

那須野農業協同組合

- ※指定以外の金融機関で納付すると手数料を請求される場 合があります。
- 3 ゆうちょ銀行・郵便局(栃木・茨城・群馬・千葉・埼玉・東京・ 神奈川・山梨)
- ※納期限内に限る。

- - 下記のコンビニエンスストア等 MMK設置店 くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート セブンイレブン タイエー デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシャルパートナーシップ ローソン ローソンストア100 PayPay LINE Pay
- ※コンビニエンスストアでは、下記の納付書はお取扱いでき ません。
  - コンビニ仕様のバーコードのないものおよび1枚の納 付額が30万円を超えるもの
  - イ 納期限を過ぎたもの